

新市建設計画「合併まちづくりプラン」の 計画変更に係る基本方針

1. 新市建設計画「合併まちづくりプラン」とは

当計画は、石狩市・厚田村・浜益村が合併するとした場合を想定し、新市が目指す方向性を示した新市将来構想の実現に向け、具体的な事業計画に基づき合併によるまちづくりの指針を定め、合併後における新市の速やかな一体化に配慮するとともに、地域の特性を活かした均衡ある発展と市民福祉の向上を目指して策定（平成16年10月石狩市・厚田村・浜益村合併協議会）されました。

計画の構成は、新市のまちづくりの基本方針とその実現のための施策、公共的施設の適正配置と整備及び財政計画が中心となっています。

当初の計画期間は、平成17年度から平成26年度まででしたが、「東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」が平成24年6月に改正され、被災した合併市町村については10年間、それ以外については5年間、合併特例債の発行期限が延長されました。

本市においては平成26年12月に計画期間を令和2年度までに延長しています。

2. 法令改正について

平成30年4月25日、「東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、合併特例債の発行期限が、再度、5年間延長されたことから、本市においても令和7年度まで発行することが可能となりました。

3. 計画変更について

今回の計画変更は、施策の内容を見直すものではなく、本市において令和7年度まで合併特例債を有効に活用するための環境を整えるものであり、計画期間の延長が主たるものです。

(1) 計画の変更内容は、「①計画期間の延長」と、それに伴う「②将来推計人口の見直し」及び「③財政計画の延長」となります。

(2) 変更内容ごとの詳細は、以下のとおりです。

① 計画期間の延長について

計画期間を平成17年度から令和7年度（2005年度から2025年度）までとします。

② 将来推計人口の見直しについて

これまで国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の地域別将来推計人口」を活用していましたが、今回については、より実態に即した値となるよう「石狩市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27年10月策定）」の人口ビジョンを活用します。

※石狩市まち・ひと・しごと創生総合戦略における将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の地域別将来推計人口」に基づき、市の各施策効果を勘案し、独自に推計したものの。

③ 財政計画の延長について

計画期間を平成17年度から令和7年度（2005年度から2025年度）までとします。

4. 変更に関わるスケジュール

令和元年 7 月	基本方針の策定 総務常任委員会に基本方針の提示 厚田区地域協議会と協議
8 月	浜益区地域協議会と協議 パブリックコメントの実施
9 月	パブリックコメントの結果作成 計画変更の原案決定
10 月	計画変更について北海道と協議 計画変更議案の決定
11 月	第 4 回石狩市議会定例会に議案提出

地域自治区の期間延長に係る基本方針

1. 地域自治区について

地域自治区とは、市が目指すべき地方分権型社会における、住民との連携・協働の関係構築と地域内分権の推進を踏まえた制度の一つとなります。

本市における地域自治区（厚田区、浜益区）については、「市町村の合併の特例に関する法律」第5条の5第1項の規定に基づき設置しています。

地域自治区の設置期間については、「石狩市、厚田郡厚田村及び浜益郡浜益村の配置分合に伴う地域自治区及び地域自治区の区長の設置に関する協議書」（以下、協議書）第3条で合併の日から平成33年3月31日（平成32年度）までの15年間と定められています。

また、地域自治区では、地方自治法第202条の5の規定に基づき、地域協議会の設置が必要となります。

この地域協議会の権限としては、地方自治法第202条の7の規定に基づき、市の施策に関する重要事項であって、地域自治区の区域に係わるものについて、意見を述べるができることと定められています。

本市においては、地域協議会に意見を聞かなければならない重要事項は、協議書第8条により、審議事項として「新市建設計画に関する事項」「過疎地域自立促進市町村計画に関する事項」「地域振興のための基金の活用に関する事項」の3つとなります。

2. 地域自治区設置期間の延長について

本市では、これまで厚田区・浜益区の住民との協働関係及び住民自治の推進を図ってきましたが、今後も同様に推進する必要があることから、地域自治区の設置期間を今回の新市建設計画の期間延長と同様に、令和7年度まで延長を行います。